

[大容量10GBのジオプラスならドメイン無料!](#)

[ドメイン取るならお名前.com](#)

www.onamae.com

期間限定47%OFF、早い者勝ち! comが680円から

Ads by Yahoo! JAPAN



お店のホームページが
5分で出来る!

YAHOO! JAPAN ジオシティーズ [MyStore]の詳細を見る

全国上水道歴史年表

天正18年(1590)～昭和62年

参考資料(『日本人と水』歴史読本 新人物往来社「上水史年表」一部加筆)

《戦国時代～江戸時代》

○ 小田原早川上水(神奈川県)

☆天文14(1545) 北条氏康

小田原早川上水(神奈川県)の施工起源については諸説があるが、北条氏康の(天文14年頃)すでに早川から相当の量の水が小田原城内氏康の館まで届いていたと思われる。城内一円を潤していたかどうかは明らかでない。つまりこの当時のものは、上水といっても、主目的は小田原城を守るために水濠(みずぼり)をひいたもので、その水の一部を城下町で使い余水は灌漑用にも供した。一般の住民に上水供給を目的としてつくられたものではない。

・万治二年(1659)、時の城主稲葉正則が江戸水道にならって改修を施した。

○ 小石川上水、後の神田上水

☆ 天正18年(1590) 徳川家康

徳川家康は江戸の地に清良な飲料水を供給するため、大久保藤五郎忠行に上水事業の調査を命じた。この調査に基づき開削したのが小石川の上水で、のちの神田上水(東京都)のもととなったものである。一般住民のために飲料専用の公共給水を目的としてつくられた水道は、この神田上水がわが国で最古のものである。最初は手近な所の水源できわめて小規模な水道だったが、必要にせまられてしだいに拡張し、全工事が竣工したのは三代将軍家光の寛永年間(1624～1644)のことといわれている。

なお、家康入国当時、大久保藤五郎の見立てたこの上水は、江戸市街の東北部に給水していたが、この頃西南部の市街地では、赤坂の溜池の水を引いて上水としていた。この水では不足を生じて、承応3年(1654)玉川上水が開削され、この地域に給水されるまで、溜池の上水が用いられた。

○ 甲府用水

☆文禄3年(1594) 浅野長政

文禄3年(1594) 甲府領主となった浅野長政は、甲府用水(山梨県)の工事を進めた。文禄年中に用水路ができたものと伝えられている。この用水は水田濯潮用として使用されただけでなく、上水としても使用されていた。その後、寛永(1624～1644)、寛文(1661～1673)、宝永(1704～1711)に比較的大きな改修工事が行なわれている。

○ 富山用水

☆慶長10年(1605) 前田利家

慶長10年(1605) 前田利家は封を世子利常にゆずり、老後は富山城に居住することになり、家臣高山長保に命じて市街地の経営に着手し、富山水道(富山県)を設けた。しかし、当時の水道は・

用水の流末または湧水、雨水などを合わせ集めて、防火・排水を目的に計画したもので、飲料水は主として掘井または掘抜井に仰いだ。

○福井芝原用水

☆慶長12年(1607) 松平秀康

福井藩祖松平秀康が封に就くと、国老本多伊豆守富正に命じて芝原の荘の九頭竜川筋に堰を設けて大溝渠をうがち、刻川の流れを引用して福井芝原用水(福井県)を施工した。市民の飲料水に供するとともに、吉田・足羽両郡中約二千余町歩の灌漑にあてた。

○近江八幡用水

☆慶長12年(1607) 徳川家康

朝鮮から伏見城へ使節が派遣されるようになり、近江八幡で昼食のため休憩し、一時に水を必要とするようになったので、近江八幡水道(滋賀県)を設けたと伝えられている。

徳川家康が朝鮮使節孫文或らを伏見城で引見したのが慶長10年(1605)で、朝鮮使節が幕府に国書を贈呈したのが慶長12年(1607)であったとされているから、いずれにしてもそのころの開設と考えられる。

○駿府用水

☆慶長14年(1609) 徳川家康

徳川家康は駿府に退隠し(慶長12年:1607)、駿府城を修築すると同時に市街の整備に努めた。彦坂九兵衛光政、畔柳寿学を奉行とし、友野宗善らに命じて市区の大拡張を行なった(慶長14年:1609)が、これと同時に駿府用水(静岡県)を開削して、城内や市民一般の用水にあてた。

○米沢御入水

☆慶長19年(1614) 直江兼続

慶長五年(1600)関ヶ原の役が定まると、上杉景勝が米沢に移封された。家臣直江兼続はこの地の水利が不便な

ことを憂慮して、城内経営と同時に水道を計画し、松川の上流李山村の西村から河水を堰き揚げて、城内や市民の飲用にあって、これを米沢御入水(山形県)と称した。敷設の年月は詳かでないが、慶長19年()頃であったと推定されている。

○赤穂水道

☆元和2年(1616) 池田輝政

元和二年、池田輝政は播州赤穂の地を領有するようになり、良水の不足を憂え、慶長19年(1614)郡代垂水半左衛門に命じて赤穂水道(兵庫県)を計画させ、同年起工し、元和2年に竣工した。

○鳥取水道

☆元和2年(1616) 池田光政

池田光政が鳥取に封を受けると、日置豊前に命じて城下を拡張させた。このとき城内の大部分が良水にとぼしく住民が困っていたので、城東水道谷の湧水を集めて水道を設け、当面の窮状に備えた。これが鳥取水道(鳥取県)の最初であった。その後、寛永9年(1632)池田光仲が備前からこの地に移封されてくるにおよんで、さらに城下を拡張し、改めて中水道と奥水道を増設し、貯水池などを築いて水源の酒養に努め、これを城内、城下の共用井に導いて住民の飲用にあてた。

○中津水道

☆元和6年(1620) 補佐川忠興

関ヶ原の役後。細川忠興は豊前に移封され、居城を中津に定めた。慶長7年(1602)居城を小倉に移したが、中津の工事はこれを継続し、元和6年(1620)に落成した。しかし城内の用水がとぼしかったので、奉行職糧左馬、大工頭孫太夫らに命じて直ちに起工し、唐原村(今の鶴居村)大井手に大堰を築き、樋を通じて山国川の河水を引いて中津水道(大分県)を施工した。

その後、寛永中、細川氏は肥暖に移り、豊前は小笠原長次の所領となったので、長次も中津庶民が水に苦しんでいるのを見て、承応元年(1652)奉行職沢渡志摩、大工頭内海作兵衛に命じて樋管を延長し、さらにこれを町中に給水し、一般の需要に供した。

○仙台四ツ谷堰用水

☆慶長5年(1600) 伊達政宗

慶長5年(1600)伊達政宗は青葉城を築き、仙台の地を所領することとなったが、水利の不便を憂慮し、元和6年(1620)家臣川村孫兵衛重吉に命じて広瀬川の清流を引いて市内に貫通し、防火用、市民の雑用、灌漑兼用に供したが、これが仙台四ツ谷堰用水(宮城県)の初めであった。

承応年間(1652～54)伊達忠宗はさらに排水路を増設して水害の憂いを除き、その後、四世綱村、五世吉村が協力してこの完成に当たった。この拡張工事は重吉の養嗣子元吉の施工によるものが多く、元禄年間(1690頃)完成した。

○福山水道

☆元和5年(1619) 水野勝成

水野勝成(号宗休)は元和5年(1619)備後に移封されると、福山城下町の経営に努めたが、新開地は良水にとぼしかったので、家臣神谷治部に命じて上水道の敷設を計画、治部は江戸神田上水に範をとり、水源を本庄村高崎の地に求めて芦田川の清流を引き福山水道(広島県)を完成させた。

○中津水道

☆元和年間(1615～23) 鍋島尚重

元和年間(1615～23)佐賀藩祖鍋島直茂の命により、成富兵庫茂安が佐賀水道(佐賀県)を開削。灌漑の便を開き、市街に通じて飲用、雑用、防火用に供した。

○桑名御用水

☆寛永3年(1615) 松平定行

桑名藩主松平定行は、町屋川を水源とし、主として城下の町民の生活安定を目的として桑名御用水(三重県)を完成した。

○金沢辰巳用水

☆寛永9年(1632) 前田利常

金沢藩主前田利常は、領内の町人板屋平四郎をして金沢辰巳用水(石川県)を完成させた。これは犀川の河水を引いて市内に疏通させたもので、水路に隧適をうがち、伏越の理を応用した。

○高松水道

☆正保元年(1644) 松平頼重

松平頼重は寛永19年(1642)に高松の地に封を受けると、庶民が飲料水に困っているのを憂慮し、家臣矢野部伝六に命じて水道の計画をたて、水源を市内亀井町の湧水に求めて高松水道(香川県)を完成させた。

○屋久島水道

☆正保3年(1646) 安房邑本仏寺の住僧泊如竹

鹿児島県熊毛郡下尾久村字安房の地は良水が得られず庶民は飲料水に困っていたので、安房邑本仏寺の住僧泊如竹が自費で明星峯という山間の湧永を導いて屋久島水道(鹿児島県)を開削した。

○高松水道

☆承応3年(1654) 徳川家綱

徳川四代将軍家綱は先代家光の遺志を継ぎ、玉川上水(東京都)の開削を計画し・承応2年(1654)羽村より四谷大木戸までの水路の開削に着手した。

多摩川沿岸の住民庄右衛門、清右衛門兄弟が施工に当たり、松平伊豆守信綱の家臣安松金右衛門の設計もとり入れて、承応3年(1654)竣工した。これより市内配管工事にとりかかり、石樋、木樋により江戸市内の西南部の町々に給水した。

○亀有上水

☆万治2年(1659)

亀有上水(東京都)を開設。

○青山上水

☆万治3年(1660)

青山上水(東京都)を開設。

○水戸笠原水道

☆寛文3年(1663) 徳川光圀

徳川光圀は寛文元年(1661)水戸に封を継ぐに及んで、住民が日常の飲料水に困っていることを知り、水道の企画を町奉行望月恒隆にはかった。恒隆はただちに平賀勘右衛門保秀を推挙し、調査設計の一切を命じた。施工に当たって永田勘右衛門(円水)の功績も大きく、こうして水戸笠原水道(茨城県)を完成させた。これは笠原不動坂下の湧泉を水源とし、水路はすべて暗渠を用い、上流部には岩樋(石造)を用い、途中の伊奈堀水道橋は屋蓋のある木橋で銅樋を架けた。

○名古屋巾下水道

☆寛文4年(1664) 徳川光友

尾張藩主徳川光友は、家臣野崎主税を総奉行にあげ、羅木伊兵衛、江坂清左衛門らに普請奉行を命じて、勝川(今の庄内川)の水を引き、名古屋巾下水道(愛知県)の開削工事に寛文3年(1663)着手し、翌4年(1664)竣工した。

○倉田水樋(長崎県)

☆延宝元年(1673) 五島町の乙名倉田次郎右衛門

長崎市街は飲料水の欠乏と、毎年のように襲ってくる渇水期の水飢饉ら市民を救済するため、五島町の乙名倉田次郎右衛門は簡易水適をつくるべく七年の歳月を費やして倉田水樋(長崎県)を完成した。

水樋の構造は石造りの部分のほか、木樋、竹樋、木造溜枳のような資材を使用して市内に配水した。

○宇土竈水道(熊本県)

☆元禄3年(1690)

熊本藩主細川忠利の弟細川丹後守行孝は、承応元年(1652)分封三万石を得て宇土藩として宇土町に陣屋を構えたが、飲料水にとぼしく難渋をきわめたので、郊外の轟泉を水源として水道の建設計画を起こし、松橋焼の陶管を埋設して、遠くこれを宇土町に導いて宇土竈水道(熊本県)を完成し、戸々の飲料に供した。

○豊橋牟呂用水(愛知県)

☆元禄6年(1693)

豊橋の地は小笠原氏の所領時代であった承応3年(1654)に、豊川の清流を引き市街の中央に用水路を開削する工事を計画し、元禄6年(1693)豊橋牟呂用水(愛知県)を完成した。

○千川上水(東京都)

☆元禄9年(1696)

千川上水(東京都)を開設。

○出島水樋(長崎県)

☆宝永4年(1707)

長崎における当時の水樋役であった倉田次郎右衛門は、官許をうけて高平郷に水源を求め、水樋を出島のオランダ屋敷に通じて給水した。この水道を出島水樋(長崎県)という。また一名オランダ屋敷水樋ともいう。この給水料としてオランダ人から銀三買六百匁を徴収し、うち銀四三〇匁を幕府へ献納し、残金を主として水樋の修理費にあてた。

○皿沼水道(福島県)

☆享保7年(1722)

福島郡山村上町名主今泉三太郎、下町名主小針弥次郎らが、灌漑用である皿沼の水を引いて飲料水に供し、併せて消火用にもあてるべく、領主丹羽侯の許可を得て皿沼水道(福島県)をつくった。当時、参勤交代で上り下りの諸侯が大人数で宿泊するので、いつも飲料水に困っていたことが動機であった。

○江戸四上水(青山・亀有・三田・千川)を廃止

☆享保7年(1722)

江戸四上水(青山・亀有・三田・千川)を廃止。ただし千川上水は上水としての供給を廃して単に灌漑用とし、三田上水は白金御殿の廃止後、品川領の各村の用水となった。

○鹿児島水道(鹿児島県)

☆享保8年(1723)

薩摩藩主島津豊継の命によって、冷水町の湧水を水源とし、城下の一部に給水するため鹿児島水道(鹿児島県)を開削した。小規模ではあるが、水圧を利用し得る耐圧石管を工夫して採用している。

○曾屋水道(神奈川県)

☆享保8年(1723)

神奈川県秦野町字曾屋の地に疫病が流行したので、水無川を伏流して曾屋神社境内から湧水する清泉から開削した用水路に導入して曾屋水道(神奈川県)を竣工させた。

その後、安永2年(1773)、安政五年(1858)に水源の増補工事が行なわれている。

○花岡旧水道(鹿児島県)

☆安永9年(1780)

鹿児島湾に面した花岡の館主島津久尚の後室岩子夫人は、麓部落が飲料水に苦しんでいるのを知り、周囲の灌漑用も兼ねて、花岡旧水道(鹿児島県)を計画、安永2年(1773)起工し、安永9年(1780)に完成した。

○狭田水樋(長崎県)

☆寛政8年(1796)

長崎の狭田に桜水という井戸があり、この井戸を改修して土管を通し、立山奉行所に狭田水樋(長崎県)をつくって導水した。これは一般の使用は禁止し、役所専用のもので、名立山屋敷専用水樋ともいわれた。

○西山水樋(長崎県)

☆文化10年(1813)

長崎の西山妙見社の傍の水源により、掛樋を通じて立山奉行所まで西山水樋(長崎県)を導水し、給水した。

○玉里邸水道(鹿児島県)

☆天保6年(1835)

薩摩藩主島津齊興の別荘玉里邸に給水するため、邸の東方の紙屋谷の湧水を水源として玉里邸水道(鹿児島県)を天保4年(1833)に起工、天保6年(1835)落成した。

水路は耐圧構造につくり、石管を漆喰土で接合して連結した。余水は付近の民家にも使用された。

○大津寺内用水(滋賀県)

☆天保12年(1841)

大津の寺内南町升屋平兵衛が自家酒造用のため年貢米一斗五升を長安寺に納めて、同寺の南側藪地の中に水源を求め、南町の自宅まで460メートル余を竹管を地下埋設して引水したのが大津寺内用水(滋賀県)の始まりである。その後、付近一帯の便宜をはかり、南町に中央会所を設け、ここで水量を調節して各所に分配した。

○久留里水道(千葉県)

☆嘉永4年(1851)

上総国君津郡久留里町の中樞大字市場は飲料水にとぼしかったので・市場上町の有志四名が発起人となり、新勝寺境内の山麓に長さ90メートルの横穴を掘って湧水を集め、竹管を埋設して上町各戸に給水したが、これが久留里水道(千葉県)の初めとされている。

○指宿水道(鹿児島県)

☆嘉永5年(1852)

鹿児島県揖宿郡指宿村にある島津家湯治の別邸内へ給水のため指宿水道(鹿児島県)が施工され、部落民の飲料にも分与された。指宿川の河水を石樋で約一里導いたものである。

○磯集成館水道(鹿児島県)

☆嘉永5年(1852)

島津齊彬は鉄製兵器と船舶諸機械製作のため磯集成館(のち安政四年に集成館と改名)を創設し、この工場用水とするため磯集成館水道(鹿児島県)を竣工した。

○越ヶ浜水道(山口県)

☆安政5年(1858)

いまの山口県阿武郡越ヶ浜は萩城の西北に突出した浜で、天和年間(1681～83)勝間田就道が開拓してから漁船が集中する漁港となったが、飲料水にとぼしく、住民はみな近くの山麓から汲み水をして運んでいた。しかし遠い所で1000メートル、近くても500メートル以上もあって、毎日数回の水汲みには苦労していた。

永い習慣から水汲みは年若い嫁女の仕事となっていたので、この浜はいつごろからか「嫁泣きが浜」と呼ばれていた。地元では協議して水道の敷設を計画し、安政5年(1858)竹樋で導水して越ヶ浜水道(山口県)をつくった。

○箱館願乗寺川(北海道)

☆安政6年(1859)

箱館市街はしだいに膨張して亀山村との間の部分へ居住する者が多くなったが、ここは砂地で井戸を掘っても海水同様に飲用水に困ったので、安政6年(1859)願乗寺(今の本願寺別院)の僧法恵堀川乗経によって、亀田川の水を新しく開削した溝渠に引き入れ、飲料水に供した。この溝渠を俗に箱館願乗寺川(北海道)または堀川と呼んだ。

○五稜郭上水(北海道)

☆文久元年(1861)

箱館の北東、亀田村に築造された箱館奉行所庁舎とその役宅、同心長屋や庁舎の周りに掘られた濠へ、亀田川から水を引いて五稜郭上水(北海道)を竣工、これは一名亀田川上水とも呼ばれた。

○神奈川宿御膳水(神奈川県)

☆慶応3年(1867)

東海道神奈川宿名主石井左衛門は、同宿地内に湧出する泉を水源として、西之町の本陣まで約10町の間を鉄管で導水し、自家用に供していた。明治初年(1868)明治天皇が宿泊された折、この水が御膳水に召されたため、それ以来、この水道を神奈川宿御膳水(神奈川県)と名付けられた。これは日本最初の鉄管水道であった。

《明治時代》

○大多喜水道(千葉県)

☆明治3年(1870)

上総国夷隅郡大多喜の地は飲料水にとぼしかったので、天保の末年と慶応3年に水道の計画が立てられたが、いずれも成功しなかった。その後、小高半左衛門という者が付近の地理に明るいということを知り、藩主大河内豊前守正質は家臣の下風高通に水路のことを諮問させた。半左衛門は町民の飲用のほか灌漑用にあてられる豊富な水源を調査して藩主に復命し、同時に私費で自ら開削に当たりたいと申出て藩主の許可を得た。そこで半左衛門は当時土方職であった小苗村の高橋四郎着衛門、上原村の三上七五郎らを雇い入れ、明治2年着工、同3年大多喜水道(千葉県)を竣工した。開削した水路は延長約6キロ、うち約4キロは隧道で75カ所もあり、ほかに掛樋および埋樋5カ所を設けた。

○横浜水道(神奈川県)

☆明治6年(1873)

横浜は埋立て造成地域が多いので、安政6年(1859)開港後はとくに飲料水に困っていた。明治に入ってから多摩川を水源とする水道が計画され、各方面から請願、建白書や工事施工の申請が出されたので、神奈川県庁は出願者一同の協力が必要と考え、出願者で会社を組織することをすすめた。

その結果、有力者18名が各々資金を集めて会社を設立することとなった。当時武蔵国であった多摩川から木樋によって引水する計画をたて、県庁の許可を得て、明治4年(1871)起工、明治6年(1873)横浜水道(神奈川県)が竣工した。

○横須賀造船所水道(神奈川県)

☆明治9年(1869)

慶応4年(1868)4月幕府は倒れ、新政府は横須賀製鉄所を旧幕側から引き継いだ。明治4年製鉄所の名称は廃止されて横須賀造船所(横須賀海軍工廠の前身)と改められたが、この造船所に使用する用水が不足してきたので、

三浦郡走水村内大津陣屋の米つき場水車風の豊富な湧水を水源とする水道計画をたて、明治8年(1875)着工、

明治九年(1876)横須賀造船所水道(神奈川県)を完成した。この工事の敷設水道管には陶管が使用された。

○福島水道(福島県)

☆明治11年(1878)

福島の地は飲料水にとぼしかったので、鐸木三郎兵衛、小泉平兵衛、半沢喜蔵らの尽力によって、県令山吉盛興を動かし、その援助のもとに水道工事を計画し、本町・中町・大町などの人々が合同して工事費を出すこととして工事に着手、明治11年(1878)福島水道(福島県)を完成した。

水源は福島の北方約4キロの清水村地区の湧水で、桧の箱樋を用い、自然流下で導水し、市内に入って溜桧を設け、それから先は暗管で各戸に引用した。

○千川上水の再興(東京都)

☆明治13年(1880)

岩崎弥太郎ほか3名は水道会社を設立して、江戸の千川上水を再興し経営することを講願し許可されたので、明治13年(1880)工事に着手した、給水区域は本郷・下谷・浅草・小石川・神田の五区で、上野で博覧会が開催されることになっていたもので、それ以前に落成するようにと突貫工事で施工し、明治14年(1881)完成した。(千川上水の再興)

○麻布水道(東京都)編

☆明治15年(1882)

東京の麻布区の人々が主体となって、四ツ谷大木戸で玉川上水をひいて麻布水道(東京都)を竣工し、麻布・赤坂・

芝の三区に給水した。明治17年(1884)には水量不足と維持困難により玉川上水樋線に編入された。

○古川水道(宮城県)

☆明治17年(1884)

宮城県の古川は良質の飲料にとぼしく、明治16年(1883)郡長に戸沢精一郎、戸長には永沼万吉が就任した。

永沼戸長は水道敷設工事を計画し、導水管には土管を採用して費用は戸長が発起人となり水工会という頼母子講を組織して調達した。明治初期としては珍しい浄水方法を採用し、決定盤で沈澱物を除き、濾過器で水をこすもので、明治17年(1884)古川水道(宮城県)を竣工した。土管はのちに愛知累常滑産の陶管に敷設替えされている。

○秦野水道(神奈川県)

☆明治23年(1890)

神奈川県秦野町字曾屋には、すでに享保8年(1723)に曾屋水道が開設されたが、明治12年(1879)のこ

レラ発生が機縁で用水改良が急務となり、同20年(1887)簡易陶管水道の計画が決定し、同23年(1890)

秦野水道(神奈川県)が竣工した。工事費は全部町内有志からの寄付金と、町民一般の日掛けおよび無尽組織によっ

て得た当簞金で支弁した。水源は明治以前から取水していた湯泉により、浄水工場をつくり、沈澱池、濾過池、貯水池を設けた。

○多田野水道(福島県)

☆明治23年(1890)

郡山町は飲料水の欠乏に悩んでいたもので、町の有志永戸直之介、甲斐忠左右衛門、津野喜七ら八名が会社組織で新水道をつくる計画をし、水源を湧泉に求め、導水管にはすべて長さ8尺の松材を用い、中を機械でくりぬいたものだった。木管の接続には、継目に火縄を打ち込み、その上に粘土を塗った。

こうして明治22年(1889)多田野水道(福島県)が郡山町に通水したが、水源から2里半(10キロ)の距離で約7カ月かかり、市内配水管工事一切を終わったのは明治23年(1890)であった。市内各要所に共同井戸を設けて無料で給水し、自家専用井戸のみ料金を徴収した。(堀越正雄著『日本の上水』新人物往来社70年)

☆明治24年(1891)

- ・ダムを水源とする長崎市水道が完成、給水開始

☆明治24年(1891)

- ・足尾銅山の鉱毒、渡良瀬川の汚染問題始まる

☆明治28年(1895)

- ・大阪市、水道給水を開始。水道条例に基づく認可を受けた第一号

☆明治29年(1896)

- ・河川法制定(治水に主眼をおくもので、利水に関しては取締規定をおくのみ)

☆明治29年(1896)

・河川法施行規程制定(河川法施行の際、現存する慣行水利権は原則として河川法により認可を受けたものとみなされる)

☆明治29年(1896)

- ・根室水道、給水所五力所で溜め桝により給水開始

☆明治31年(1898)

- ・東京市、水道給水開始

☆明治32年(1899)

- ・広島市、水道給水開始

☆明治33年(1900)

- ・下水道法制定
- ・神戸市、リベット鋼管使用の水道給水開始

☆明治36年(1903)

- ・硫酸アルミニウム製造始まる。
- ・東京市淀橋浄水場、高濁度時に明ばん使用始まる(明治40年より硫酸アルミニウム使用)

☆明治37年(1904)

・「上水水質試験法統一協議会」が開催され、名称を「上水協議会(日本水道協会の前身)」と改め毎年開催を決める上水協議会「協定上水試験法」を制定

☆明治38年(1905)

・岡山市、水道給水を開始。三府五港以外の都府で国庫補助金を受けた第一号

☆明治39年(1906)

・下関市、水道給水を開始

☆明治40年(1907)

・佐世保市、水道給水を開始。わが国10番目の近代水道。

☆明治44年(1911)

・四水道条例一部改正。水道公営の原則を緩和し、土地開発のための水道施設で市町村に資力がな
いときに限って私企業にも認可することになる

《大正時代》

☆大正元年(1912)

- ・急速炉過法採用の京都市蹴上浄水場完成。
- ・京都市、水道給水開始。
- ・遠心カポンプ製造始まる。

☆大正2年(1913)

・水道条例第二次改正。私企業の認可を単に市町村に資力がないうきに限り、土地開発のための水道施設。とした条件がなくなる。また元資償却を目的とする企業という要件を削るとともに、買収価格についても企業者を保護した。

☆大正3年(1914)

・国産の水道メーター販売始まる皿上水協議会、「鑄鉄管規格」を制定。

☆大正4年(1915)

・水道用渦巻ポンプの製造始まる。

☆大正6年

・液化塩素の製造始まる。

☆大正10年(1921)

・水道条例第三次改正。内務大臣の職権の一部を地方長官に委任し、給水人口1万人以下の水道敷設基本計画に変更のない増改築の許認可は地方長官が行なうことになる。

☆大正11年(1922)

・液化塩素の注入設備を東京市淀橋浄水場、横浜市野毛山浄水場で設置。

☆大正12年(1923)

・関東大震災により水道施設被害

《昭和時代》

☆昭和元年(1926)

- ・遠心力鉄筋コンクリート管を江ノ島水道で採用。
- ・高度さらし粉製造開始。
- ・次亜塩素酸ナトリウム製造開始。
- ・上水協議会、「協定上水試験法」を改訂。

☆昭和2年(1927)

- ・初の企業団水道として笠之原水道組合洲給水開始。

☆昭和4年(1929)

- ・東京市村山貯水池で硫酸銅による生物処理始まる。

☆昭和5年(1930)

- ・八幡市、オゾン使用(三年後中止)。
- ・高級鑄鉄管製造開始。
- ・大阪市柴島浄水場で塩素の通年注入開始。
- ・湿式滅菌機の製造開始

☆昭和6年(1931)

- ・電気熔接鋼管を横浜市で採用。

☆昭和7年(1932)

- ・石綿セメント管製造始まる。
- ・石綿セメント管を下田町で採用する。
- ・上水協議会を法人組織に改め、社団法人水道協会を設立する。
- ・水道協会雑誌創刊

☆昭和8年(1933)

- ・水道協会、「高級鑄鉄管規格」を制定する。

☆昭和9年(1934)

- ・東京市淀橋浄水場で塩素の通年注入開始する。

☆昭和10年(1935)

- ・初の県営水道として神奈川県営水道給水開始する。
- ・千葉県営水道給水開始する。
- ・水道協会、鑄鉄管の統一検査を開始する。

☆昭和11年(1936)

- ・日本水道協会、「協定上水試験法」を改訂

☆昭和12年(1937)

- ・政府、水道による赤痢事件で塩素注入10分後の残留塩素を0.1～0.2mg/?とするよう通達。
- ・クロラミン処理採用の札幌市藻岩浄永場完成、札幌市に給水開始。

☆昭和13年(1938)

- ・厚生省発足。水道行政は厚生省の主管となり、同省衛生局の所掌となる。土木技術面は内務省土木課に残る。

- ・国立公衆衛生院発足。

☆昭和14年(1939)

- ・川崎市営工業用水道完成。

☆昭和15年(1940)

- ・砂型遠心力鑄鉄管の製造始まる。

☆昭和16年(1941)

- ・大戦のため輸入試薬都入手困難となり、水道協会、「臨時水質試験法」(代用試験法)を制定。

☆昭和17年(1942)

初の用水供給事業として阪神上水道市町村組合通水開始。

☆昭和19年(1944)

- ・水道協会、戦時体制として「簡易毒物試験法」を制定する。

☆昭和20年(1945)

- ・GHQ、塩素消毒の強化を口頭で指令、進駐軍駐留都市の塩素注入率2mg/?、管末残留塩素0.4mg/?。

(文書による指令は昭和21年)

☆昭和21年(1946)

- ・物価統制令が施行され、水道料金にも適用。

☆昭和22年(1947)

- ・水道条例第四次改正。

- ・内務省の廃止により内務大臣の職権を主務大臣と改める。これにより水道・下水道は厚生省の所管となる。

- ・厚生省、田辺弘を衛生工学専門家として初の直接雇用国立公衆衛生院に衛生工学部設置、衛生工学コース開設

☆昭和23年(1948)

- ・建設省発足。河川法の主務官庁が建設省になり、内務省の土木課の所管であった水道・下水道の工事の指導と監督が建設省の所管となる。

- ・厚生省公衆衛生局に水道課設置する。

- ・福井地震により水遺施設被害を受ける。

☆昭和24年(1949)

- ・厚生省設置法により厚生省が水道および下水道に関する事務を行なうことを明文化する。

☆昭和25年(1950)

- ・厚生省、「飲料水検査指針」を制定

- ・フラッシュミキサーとフロキュレーターを大阪府営水道で採用。

- ・水道協会、第一回上下水適研究発表会開催。

- ・水道協会、「協定上水試験法」を改訂し「飲料水の判定標準とその試験方法」を制定。

☆昭和26年(1951)

- ・モルタルライニング鑄鉄管の製造始まる。
- ・神戸市千刈貯水池でカビ臭が発生する。

☆昭和27年(1952)

- ・自治庁発足。
- ・地方公営企業法制定。地方自治法にもとづき水道条例第五次改正。
- ・簡易水道事業に国庫補助制度制定。
- ・水道料金の統制廃止。
- ・京都市、水道水にフッ素添加(40年中止)
- ・沈澱池に中間整流壁を阪神水道企業庁で設置する。

☆昭和28年(1953)

- ・水道協会、「水道維持管理指針」を制定。
- ・多層炉過、沖縄コザ浄水場で採用。
- ・阪神水道企業庁、表面洗浄方式を採用。
- ・水道協会「水道施設の耐震工法」を制定
- ・水俣病が発生する。

☆昭和29年(1954)

- ・上水道国庫補助打ち切る由厚生省、核実験放射能による飲料水汚染対策を通達
- ・オートメーション採用の川崎市長沢浄水場完成。
- ・高遠凝集沈澱池を北九州市水遺などで採用。
- ・ダクタイル鑄鉄管の製造が始まる。
- ・ダクタイル鑄鉄管を桂沢上水道組合で採用。
- ・山口県厚東川水源、脱臭のため活性炭使用。
- ・長崎市、人工降雨実験を行なう。

☆昭和30年(1955)

- ・硬質塩化ビニール管を東京都などで採用。
- ・液体硫酸アルミニウムを名古屋市などで採用する。
- ・水道協会、「水道施設基準」を制定する。
- ・日本水道協会「飲料水の判定標準とその試験方法」を改訂。
- ・全国簡易水道協議会発足する。
- ・第三何国際水道会議(ロンドン)にわが国が初参加する。

☆昭和31年(1956)

- ・水道協会が日本水道協会と改称回沈澱池中間整流壁を阪神水道企業庁で採用。
- ・二段炉過法、京都市で採用

☆昭和32年(1957)

- ・水道行政の取り扱いで閣議決定。
- ・上水道と下水道終末処理場は厚生省、
- ・下水道は建設省、
- ・工業用水道は通商産業省
のそれぞれの専管となる
- ・水道法制定。
- ・特定多目的ダム法制定。建設省が直轄施行する多目的ダムに関して、事業の促進と建設管理の一元化を図る。
- ・技術士法制定(水道部門設置)。
- ・公営企業金融公庫発足。
- ・東京都小河内ダム完成。
- ・水中モーターポンプ使用始める。

☆昭和33年(1958)

- ・下水道法制定。従来下水道法が廃止され、公共下水道と都市下水路の設置、その他管理の基準を定めて下水道の整備を図る。
- ・公共用水域の水質の保全に関する法律制定。水質の保全を図り、水質汚濁紛争の解決を図るためのもので、水質基準を設けること、水質審議会を設けること、紛争の仲介制度を設けることが主な内容。
- ・工場排水等の規制に関する法律制定。
- ・広域簡易水道への補助制度創設。
- ・水質基準に関する省令制定。
- ・アルギン酸ナトリウム、川崎市で凝集補助剤として実用化。
- ・日本水道協会「水道施設基準解説」を制定。

☆昭和34年(1959)

- ・第一回全国水道週間開催。
- ・日本水道協会「水道維持管理指針」を改訂。

☆昭和35年(1960)

- ・自治庁が自治省となる。
- ・水質基準に関する省令一部改正。ケイ酸、硫酸イオン、酸度、アルカリ度の項目削除、フェノール類とするなど。
- ・過マンガン酸カリウムによるマンガン処理、札幌市で始まる。
- ・二階層沈澱池採用の東京都長沢浄水場完成 下水道普及率五〇%超える。
- ・日本水道協会、「飲料水の判定基準とその試験方法」を改訂し「上水試験方法」を制定。

☆昭和36年(1961)

- ・水資源開発公団法制定。
- ・水資源開発促進法制定。
- ・プラスチック製の水道メーターの製造始まる。
- ・多摩川汚濁により東京都玉川浄水場で活性炭処理始まる。
- ・傾斜板沈澱池を広島市牛田浄水場で採用。
- ・愛知用水完成、愛知県営水道通水開始。

☆昭和37年(1962)

- ・水資源開発公団発足

☆昭和38年(1963)

- ・シールド工法を大阪市送水管工事で採用。
- ・川崎市長沢浄水場、電算機導入と減衰涙過を採用。

☆昭和39年(1964)

- ・政府は物価安定策として公共料金値上げ抑制を決定、水道料金についても値上げ自粛要望。
- ・実質上一年間料金値上げを抑制される。
- ・新河川法制定
- ・污泥処理施設、東京都東村山浄水場で設置。
- ・大渇水のため東京、長崎など各地で給水制限。
- ・新潟地震により水道施設被害。
- ・日本下水道協会発足。

☆昭和40年(1965)

- ・公害審議会が発足し、水道の広域化方策、水道の経営とくに経営方式について諮問。
- ・東京都淀橋浄水場、六七年間の歴史を閉じる。
- ・自動炉過池(自己水洗浄型炉過池)を福島県都山市で採用。
- ・傾斜底型沈澱池を川崎市で採用。
- ・日本水道協会「上水試験方法」を改訂。
- ・阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生。

☆昭和41年(1966)

- ・水質基準に関する省令一部改正。
- ・陰イオン活性剤の項目を追加、硝酸性窒素、有機リン、マンガン、亜鉛、ヒ素、フッ素、フェノール類の検査
方法を全面改正など。
- ・厚生省、マンガンに由来して色度、濁度などの問題が生じる恐れのある場合は〇・〇五mm以下を目標として除
マンガン設備を設けるよう通知。

- ・公害審議会、水道の広域化と水道の経営方式に関して答申。
- ・地方公営企業法一部改正。管理者の自主性と責任体制の強化。
- ・上水道事業債に公営企業金融公庫資金の特別利率適用社団法人日本水道工業団体連合会発足。
- ・日本水道協会、「水道施設の耐震工法」を改訂。
- ・日本水道協会、「水道施設基準解説」を改訂。

☆昭和42年(1967)

- ・特定多目的ダム法施行令改正(新アロケーション方式確立)。
- ・水道水源開発と水道広域化への補助制度創設。戦後初の水道国庫補助金。
- ・海水淡水化の水道が長崎県池島にできる。
- ・わが国開発の凝集剤ポリ塩化アルミニウムの本格使用始まる。
- ・日本水道協会、『日本水道史』を刊行。
- ・日本水道協会、「水道料金算定要領」を策定。

☆昭和43年(1968)

- ・上水道高料金対策借換債を創設。
- ・日本水道協会、「上水の脱臭方法」を策定。
- ・日本水道協会、「マンガンの除去方法」を策定。
- ・十勝沖地震により八戸市を中心に水道施設被害。

☆昭和44年(1969)

- ・厚生省、カドミウムの暫定基準を0, 01mm以下と決める。
- ・上水道高料金対策等に対し一般会計から繰出金制度創設、特別交付税で措置。
- ・琵琶湖でかび臭発生

☆昭和45年(1970)

- ・生活環境審議会、水道水源の水質環境基準について答申。
- ・水質環境基準制定。
- ・水質汚濁防止法制定
- ・多摩川のカシンベック病騒ぎで東京都玉川浄水場取水停止
- ・赤痢罹患率10万人に対し10人を割り激減。
- ・日本水道協会、「赤水等の対策」を制定。
- ・日本水道協会「水道維持管理指針」、「上水試験方法」を改訂。

☆昭和46年(1971)

- ・環境庁発雇口生活環境審議会が水道の未来像とそのアプローチ方策について中間答申。
- ・建設業法改正(水道施設工事部門追加)。
- ・エポキシライニングの管更生工法を大阪市で実用化。

☆昭和47年(1972)

- ・琵琶湖総合開発特別措置法制定。
- ・河川法改正(流況調整河川の導入等)。
- ・特定多目的ダム法改正(借入金制度の導入等)。
- ・浄水場排水処理施設への補助割度創設。
- ・日本水道協会、「給水装置に係わる器具等の取扱いに関する規程」を制定。

☆昭和48年(1973)

- ・生活環境審議会、水適の未来像とそのアプローチ方策について答申。
- ・水源地域対策特別措置法制定。
- ・日本水道協会、「給水装置に係わる器具等型式承認規則」を制定。
- ・脱臭のためオゾン設備を尼崎市神崎浄水場で設置。
- ・東京都、水適需要を抑制する施策を発表。

☆昭和49年(1974)

- ・厚生省に水道環境部設置。
- ・国土庁発足。
- ・厚生省、水銀の基準値を総水銀として0, 001mm以下と決める。
- ・神奈川県内広域水道企業団、導水トンネルを完成。

☆昭和50年(1975)

- ・中央公害審議会、浄水場の排水規制について答申。
- ・1万m²/?以上の沈澱および炉過施設を特定施設として水質汚濁防止法を適用。
- ・日本水道協会、「浄水場排水処理施設設計指針・解説」を制定。
- ・日本水道協会、給水器具等の型式承認および登録制度を実施し、登録されたものについて統一検査開始。
- ・フィン付傾斜板沈澱装置を埼玉県毛呂町で採用。
- ・雑用水道の研究始まる

☆昭和51年(1976)

- ・特定広域施設への補助制度創設。
- ・水源開発の補助率%の新設。
- ・水質汚濁防止法施行令改正(浄水場を特定施設に追加)。
- ・厚生省、水道の漏水防止対策の強化を通達。
- ・有効率90%以上を目標値とする。

☆昭和52年(1977)

- ・水道法を一部改正し一広域的水道整備計画の策定、簡易専用水道の管理等を定める。
- ・日本水道協会、「漏水防止対策指針」を制定。
- ・大阪府村野階層浄水場完成。
- ・日本水道協会、「水道施設基準解説」を改訂し「水道施設設計指針・解説」を制定。

☆昭和53年(1978)

- ・水質基準に関する省令一部改正。
- ・カドミウムの項目を追加、検査結果の表示単位を比率表現のmmから濃度の絶対量表示mg/?に改めるなど。
- ・共同水質検査センターへの補助制度創設。
- ・無水源簡易水道への補助制度創設。
- ・国土庁、長期水需給計画を発表し、節水型社会形成を強調。
- ・京都市で第12回国際水道会議開催。
- ・堺市浅香山浄水場、大和川汚濁により取水停止。
- ・福岡市など北九州地域で大渇水。
- ・宮城県沖地震により水道施設被害。
- ・日本水道協会、「上水試験方法」を改訂。
- ・水道普及率九〇%超える。

☆昭和54年(1979)

- ・日本水道協会、「異臭味水対策の指針」を制定。
- ・日本水道協会、「水道施設の耐震工法」を改訂し「水道施設耐震工法指針・解説」を制定。
- ・日本水道協会、「水道料金算定要領」を改訂。

☆昭和55年(1980)

- ・オゾン・粒状活性炭併用処理が千葉県柏井浄水場で始まる。
- ・国連水会議「水と衛生の一〇カ年計画」を決める。

☆昭和56年(1981)

- ・厚生省、トリハロメタン対策について制御目標値(0・1mg/?)測定方法、低減化方策を通達。
- ・厚生省、再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所用水の暫定基準設定。
- ・上水道一般会計出資債創設、特別交付税で掛置。
- ・沖縄大渇水。
- ・高度処理標準化の研究始まる。
- ・日本水道協会、「トリハロメタンに関する対策」を制定。

☆昭和57年(1982)

- ・広域化促進地域上水道への補助制度創設。
- ・高料金水道特別対策債創設。
- ・「湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準」制定。
- ・日本水道協会が日本学術会議より「学術団体」として認可され、これに伴い水道協会雑誌が「学術雑誌」に指定される。
- ・厚生省、水道整備及び給水量に関する長期見通しを発表。

- ・日本水道協会「水道維持管理指針」を改訂。

☆昭和58年(1983)

- ・水資源開発公団、福岡導水事業の試験通水開始。
- ・トリクロロエチレンの除去が高槻市で始まる。
- ・相関法による漏水発見手法を東京都で実用化。
- ・環境庁、五七年度の地下水汚染実態調査でトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなど有機塩素系物質による汚染が広範な規模で進んでいることを発表。
- ・日本海中部地震により能代市を中心に水道施設被害

☆昭和59年(1984)

- ・生活環境審議会、高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について答申。
- ・厚生省、トリクロロエチレン等による地下水の汚染対策で通知。
- ・湖沼水質保全特別措置法制定。
- ・日本水道協会、「トリクロロエチレン等の低減対策」を制定、「渇水対策指針」を制定、「オゾン処理調査報告書」を策定。
- ・「おいしい水研究会」を厚生省に設置

☆昭和60年(1985)

- ・水道法施行令一部改正。
- ・簡易専用水道の規制対象を拡大し、貯水槽容量20m³超を10m³超に改める。
- ・おいしい水研究会が報告。
- ・生物処理が茨城県霞ヶ浦浄水場で始まる。
- ・日本水道協会、「上水試験方法」を改訂。
- ・水道用石綿セメント管製造中止。

☆昭和61年(1986)

- ・簡易水道統合整備事業への補助制度創設。
- ・水道法一部改正。

☆昭和62年(1987)

- ・近代水道100周年。
- ・水道の研究・技術開発に関する検討会、「水道の研究・技術開発の基本的方向」を報告。

楽天モバイル

エントリー&対象端末ご購入で
楽天スーパーポイント

最大
10,000
ポイント
プレゼント!

2015年10月29日まで

詳しくはコチラ>>

Xperia™ J1 Compact



オリエンタルバイオ

寝ている間のムズムズ…
悩むあなたに
植物性ラクトバチルス乳酸菌
100mg 配合

飲むだけの簡単ケア

ALLERKNIGHT⁺
アレルナイトプラス

【栄養機能食品】 顆粒タイプ (2.5g×30本) 1ヶ月分


